

《長崎新聞 平成25年9月23日朝刊より転載》

【質問】高齢の母を自宅で介護
しています。仮に自宅で死亡した
ら、検視になると聞きましたが、
本当でしょうか。

(65歳、主婦)

自宅で死ぬと検視？

【回答】がんの終末期や
高齢など明らかに病気が原
因で「事件性がない」とか
かりつけ医が判断すれば、
自宅でも亡くなられても警察
に連絡する必要はありません。
しかし、病気療養中で
あれ自宅で突然亡くなった
場合は、救急車を呼ぶのが
ほとんど。救急隊が到着時
に既に死亡していると判断
すると、警察に連絡し検視
となるケースが多いのも事
実です。

事故など事件性なし」と判
断されたら解剖すること
なく、医師の死亡確認を持
つて死体検案書が作成され
ます。しかし、何らかの事
件性が疑われたときは、家
族の了解がなくても警察の
判断で司法解剖となりま
す。

一方、事件性はないもの
剖を行う承諾解剖が行わ
れます。ただ、解剖に抵抗
を示す家族は多く、その
場合は「死因不詳」として
死体検案書が作成されま
す。

2007年の大相撲時津
風部屋力士暴行死事件な
ど死因不詳の判断で犯罪を
見逃した事件が起きたのを
受け、4月から新しい法律
(死因・身元調査法)が施
行され、犯罪によるものか
不明な遺体について、家族
の承諾がなくても警察が専
門家の意見を聞いた上で解
剖を実施できるようになり
ました。

事件性がなければ不要

の、死因の特定がどうして
も必要と判断された場合
には、家族の了解の上で解
剖を正しく判断するこ
とを、隠された犯罪を見つ
け出して事件の再発を防ぐ
だけでなく、今までわから
なかった病気や、これから
流行するかもしれない新た
な病気の発見など公衆衛生
学的にも重要です。

そこで最近ではコンピュ
ーター断層撮影(CT)、
磁気共鳴画像装置(MRI)



密に連絡と医つけかりか

を用いた「死亡時画像診断」
(AI)など、遺体を傷つ
けることなく死因を究明す
るシステムを導入するな
ど、「死因不詳」を少しで
も減らす努力がなされてい
ます。

ご質問の答えですが、か
かりつけ医の先生と日ごろ
から連絡を取っていれば、
容体が急変して自宅で亡く
なられても、かかりつけ医
に連絡すれば検視とはなり
ません。

検視となった場合には警
察官が多数来訪し慌ただし
くなりますが、決してご家
族を犯罪者として扱うこと
はありませんし、必ず解剖
になるわけでもありません。
心配されているような
ことはありませんので、安
心して自宅での介護をお続
けください。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全
般の質問にお答えします。質問希
望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、
長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」
係までお送りください。不明な点をお聞きする場合があります
ので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。
なお、直接本人への回答はいたしません。